

千葉海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の 一部改正の概要

1 改正趣旨

漁業法の一部改正等に伴い、千葉海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程について、所要の改正を行います。

2 改正内容・理由

(1) 適用条項の追加

- ① 漁業法の一部改正により「沿岸漁場管理団体の指定の取消し処分」に係る意見聴取が規定されたため、趣旨規定（第1条）に「法第116条第2項及び第3項」を加えます。
- ② これまで行政手続法及び本規程が適用されていなかった「漁業権の分割又は変更の不許可処分」と「休業中の漁業許可の不許可処分」に係る意見聴取の手続きについて、漁業の免許をしない場合と同様に本規程の適用対象とするため、趣旨規定（第1条）に「法第76条第1項及び第88条第1項」を加えます。

(2) 規定整備

漁業法の一部改正等に伴う条項ずれ、用語の整理などの規定整備を行います。

3 施行期日

公示の日（12月下旬予定）